

村民の皆様へ

水道料金免除について

この事業は国の「物価高騰対応重点支援交付金」を活用して実施するものであり、物価高騰の影響を受けている村民の経済的負担を軽減することを目的に、水道料金を9ヶ月間免除することといたします。

1. 対象となる方

風間浦村で水道を使用している全ての方々が対象となります。
※公共施設等は除く

2. 対象期間

令和8年4月分から令和8年12月分（9ヶ月間）

3. 手続きについて

納付書払い、口座引落ともに手続きは不要です。

4. 役場からのお願い

9ヶ月間免除となりますが、毎月の水道使用料を把握するため家屋を訪問し、メーター検針を行い「水道料金等のお知らせ」を投函いたします。

また、水は限りがありますので節水等にご協力くださいますようお願いいたします。

5. お問い合わせ

風間浦村役場 産業建設課

電話番号 0175-35-2111

令和8年3月25日